

三重県の税外収入の一部をキャッシュレス収納等(コンビニ・スマホ収納)をするための業務委託(質問及び回答)

質問1 業務委託仕様書

6 (1) バーコード

納入通知書等の領収済通知書表面に表示されるバーコードは、料金支払帳票用『UCC/EAN-128コード』を用いるものとする。と記載がございますが、『UCC/EAN-128コード』は現状、改名されており『UCC/GS1-128コード』との認識で良いでしょうか？

回答1

ご質問のとおり、仕様書中「UCC/EAN-128 コード」とありますのは、公共料金等代理収納「GS1-128 コード」に改名されておりますので、仕様書を「GS1-128 コード」に読み替えていただきますようお願いいたします。

質問2 業務委託仕様書

9 支払条件

なお、県への請求については、当月分の確報データを県に送信した件数分とし、確定データを送信した件数分を収納金として、県の専用口座に振込み終了後、行うこととする。(当月分の振込額と確報データの額は一致すること。)とありますが、

- ① 「県への請求については、当月分の確報データを県に送信した件数分とし」については、了承しました。
- ② 「確定データを送信した件数分を収納金として、県の専用口座に振込み終了後、行うこととする」については、

当社では確定データに基づき収納金振込を実施させていただきます。

毎月月末締め目分(25日～月末)につきましては、収納金を振込む前に請求がされます(請求書が届く可能性があります)が問題ないでしょうか？

具体的には以下となります。

毎月25日～月末(確定データ取扱分)は翌月初3営業日後にお振込

当該分の請求は、翌月初の3営業日目もしくは前営業日等に到着予定となります。

※なお、請求書の件数は毎月1日～月末までに発生した確定データを基に実施しておりますので、収納振込件数との相違はなく、当月分の振込額と確報データの額は一致します。

回答2

ご質問の②については、業務委託仕様書9の支払条件の記載のとおり、県における履行確認後、請求行為が行われるものですので、県の専用口座振込日以降に請求書が到着するようお願いします。

質問3 参加仕様書

5 (4) ①から⑦提出を求める企画提案資料及び提出部数

提出書類の提出日については、全て提出期限（令和2年6月12日（金）12時まで（必着））でよろしいでしょうか。

回答3

参加仕様書5 (4) ①から⑦については、6月12日（金）12時まで（必着）でご提出いただきますようお願いいたします。

質問4 業務委託仕様書

2 収納対象となる歳入科目及び納付書

「寄附金、貸付金の元利償還金」は電子マネー決済事業者が取扱不可とする可能性がございます。

また、電子マネー決済事業者において、「寄附金、貸付金の元利償還金」だけを取扱不可とすることができず、対象税外収入の全てが取扱不可となってしまう可能性もございます。そのため、電子マネー決済の取扱可否に関しては、電子マネー決済事業者との調整を行ったうえで最終的に決定する運びとなりますが、この点についてご了承をいただけますでしょうか。

回答4

業務委託仕様書2に記載する歳入科目の収納をスマホアプリでも可能とすることから、業務委託仕様書5 (2)において、スマホアプリは、株式会社ビリングシステムが提供するPayBとしています。

つきましては、決済事業者と事前に調整の上、6月12日（金）12時まで（必着）に企画提案資料のご提出をお願いします。

質問5 業務委託仕様書

3 業務期間

「対象税外収入のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）収納及びスマートフォン等アプリ（以下「スマホアプリ」という。）を用いた収納（以下「スマホ収納」という。また、コンビニ収納及びスマホ収納を（「キャッシュレス収納等」という。）は令和3年4月1日から令和6年2月29日までの間とする。

なお、令和6年3月1日から令和6年3月31日までの間は、令和6年2月収納分の実績報告の確認期間とする。」とありますが、これは、令和6年2月末まで店舗及びスマホ収納での受付を行い、その収納の確報及び払込が3月に行われるという意味となりますでしょうか。その場合、3月においても、「10 各コンビニ本部における収納事務の取扱い」ならびに「11 収納代行事業者における収納事務の取扱い」は行う必要があります、契約期間である令和6年3月31日までは、固定費が発生いたします。

よって、「三重県の税外収入の一部をキャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）をするための業務委託契約見積内訳書（例）」2 受託事業者システム、アプリ使用固定費において、令和5年度の月数が11となっておりますが、これは12となりますがよろしいでしょうか。

回答5

各コンビニ店舗での収納、スマホアプリでの収納は令和6年2月29日までとなり、令和6年3月は、令和6年2月中の収納の確報データ送受信、収納金の払込等の期間となります。

なお、令和6年3月分についても、上記処理のため、固定費が発生する場合は、「三重県の税外収入の一部をキャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）をするための業務委託契約見積内訳書（例）」2 受託事業者システム、アプリ使用固定費の月数を11から12へ変更してご使用ください。

質問6 業務委託仕様書

7 県のシステムと収納代行事業者のシステムとの通信回線、通信手順及び障害時対応
(2) 通信手順

ISDNはhttpsでもよろしいでしょうか？

暗号化通信もIP管理も可能となっており、将来的にLGWAN回線につながりも出来ます。

回答6

可能です。

質問7 業務委託仕様書

7 県のシステムと収納代行事業者のシステムとの通信回線、通信手順及び障害時対応

(2) 通信手順

LGWANにつながる設備は現時点でありますでしょうか？

当初もしくは将来的にLGWAN接続もOKとしてもらえますでしょうか？

回答7

LGWANへの接続は、Webサービスであれば、現状でも可能です。

質問8 業務委託仕様書

7 県のシステムと収納代行事業者のシステムとの通信回線、通信手順及び障害時対応

(3) 障害発生時対応

「障害発生が2日以上となった場合は、収納代行事業者は収納データを電磁的記録媒体に記録し、県に提出するものとする」とありますが、データ送付が不可能となった場合は、即時伝送手続きにて取得いただく、または予備機から取得いただく等、様々なご提案をさせていただいております。上記でのご提供が困難である時には、弊社の帰責事由によりデータ送付不可能となった場合においては、磁気媒体等により収納データを提供いたしますがよろしいでしょうか。

回答8

障害発生が2日以上となった場合の、収納データについては、電磁的記録媒体及びその受取方法等の詳細については、その都度、県と収納代行事業者が協議し、決定するものとします。

よって、磁気媒体等の収納データの提供については、落札事業者と協議した上で決定したいと考えております。

質問 9 業務委託仕様書

10 各コンビニ本部における収納事務の取扱い

(10)「収納代行業者への速報、確報の送付及び収納金払込日程等を作業計画書として月ごとに作成し、当該月の前月 25 日までに収納代行業者に提出するものとする。」との記載がございますが、コンビニ各社のスケジュールは複数のパターンがあり煩雑です。それらをそろえて同日に三重県様へ送信・払込するため、他自治体様同様収納代行業者から自治体様への速報、確報の送付及び収納金払込日程を記載した作業計画書のみのご提出とさせていただきますでしょうか。

回答 9

業務委託仕様書 10(10)については、各コンビニ本部から収納代行業者への作業計画書の提出を当該月の前月 25 日までに行っていただくよう規定しています。

収納代行業者から県への作業計画書の提出については、業務委託仕様書 11(1)⑦、11(2)⑦のとおり、当該月の前月末日までとなっておりますので、収納代行業者から県へ提出される作業計画書に各コンビニ等の作業計画書等を添付の上、ご提出をお願いします。

質問 10 業務委託仕様書

11 収納代行業者における収納事務の取扱い

(1) コンビニ収納

⑦「県への速報、確報の送付及び収納金払込日程等を作業計画書として月ごとに作成し、当該月の前月末日までに 10 の (10) の各コンビニ本部の作業計画書を添付し、県に提出するものとする。」とありますが、IDSN、インターネット回線であれば端末から作業計画書を確認することが出来ます。画面でのご対応でもよろしいでしょうか。

回答 10

端末からの作業計画書の確認でも可能ですが、県は、作業計画書を文書保存する必要がありますので、作業計画書の紙での出力に支障のないフォーマットにさせていただきますようお願いいたします。

質問 11 別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」

個人情報の定義がございませんが、コンビニ収納代行において対象となる個人情報とは自治体様の納付書およびその納付書をもとに作成される一切の文書となります。三重県様においても同様とさせていただきますがよろしいでしょうか。

回答 11

別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」第 1 条（基本的事項）において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係法令を遵守することと規定しています。

本件収納委託については、県の納入通知書等から得られる個人情報に関する一切の文書

及びデータ等が対象となります。

質問 12 企画提案コンペ参加仕様書

5 (6) 審査の実施

③ 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案の所要時間は1社あたり何分でしょうか？

回答 12

提案事業者の数にもよりますが、1者あたり、ご説明20分、質疑20分の合計40分程度と考えております。

質問 13 企画提案コンペ参加仕様書

5 (7) 審査の結果

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

提案内容と価格の評価点の配分はどのようになっていますか？

回答 13

提案内容と価格の評価点の配分については、お答えできません。